

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 30 回栄養・特殊用途食品部会

日時 : 2008 年 11 月 3 日 (月) ~ 11 月 7 日 (金)

場所 : ケープタウン (南アフリカ)

仮議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3 .	栄養強調表示の使用に関するガイドライン: 栄養成分表示の条件表案 (Part B: 食物繊維含有量について)
4 .	乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リスト案 (Part D: 特別な栄養構造をとるために使用される食品添加物の推奨リスト: アラビアガム規定)
5 .	栄養・特殊用途食品部会により適用される栄養学的リスク分析の原則及びガイドライン案
6 .	健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案
7 .	栄養表示ガイドラインに則った表示を目的とした栄養参照量 (NRV) の追加あるいは改訂原案
8 .	必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 09-1987) を修正するための新規作業の提案に関する討議文書
9 .	低体重乳幼児向け穀物加工食品規格作成のための新規作業の提案に関する討議文書
10 .	その他の事項及び今後の作業
11 .	次回会合の日程及び開催地
12 .	報告書の採択

標記会合に先立ち、2008 年 11 月 1 (土) に「栄養参照量 (NRV) : 健康強調表示及び『食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略』に係る事項」に関する作業部会が開催される予定。

第 30 回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）の主な検討議題

日時：2008 年 11 月 3 日（月）～11 月 7 日（金）

場所：ケープタウン（南アフリカ）

主要議題の検討内容

議題 3. 栄養強調表示の使用に関するガイドライン：栄養成分表示の条件表案 （Part B：食物繊維含有量について）（ステップ 7）

第 28 回会合において WHO より提案された新たな定義案（基本的に植物由来のものであって、消化性の可否によらない、3 糖類など合成されたものや低分子のものは除く、など）について、前回第 29 回会合直前に科学的根拠に関する文献が配布されたが、各国が文献を十分に検討する時間がなかったことから具体的な議論は行わず、ステップ 6 に差し戻されていたもの。

我が国の栄養表示基準の制度との整合性も考慮しつつ、現行定義案を支持する方向で対応したい。

議題 5. 栄養・特殊用途食品部会により適用される栄養学的リスク分析の原則及びガイドライン案（ステップ 7）

各部会において関連する分野に適用するリスク分析の指針を策定すべきとの総会の要請に対応し、CCNFSDU に適用されるリスク分析の原則案を議論しているもの。本年 7 月に開催された第 31 回コーデックス総会において、最終採択後は手続きマニュアルに収載されること、また、この分野におけるリスク分析ポリシーを定義するためには FAO/WHO からの助言が重要であることを確認した上で、ステップ 5 で予備採択されている。

コーデックスで適用されるリスク分析の作業原則との関係に留意しつつ、栄養に関するリスク分析の特性を踏まえた内容の文書が策定されるよう対応したい。

議題 6. 健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案（ステップ 4）

健康強調表示は、栄養素及びその他の成分と健康状態の関係について述べた表示である。前回会合において、本文書を「健康強調表示の使用のためのガイドライン」の付属文書とすることが再確認され、それに伴い定義等の修文がなされたが、文書の構造を変えるべきという指摘がなされ合意にいたらなかった

ため、再度フランスを中心とする電子作業部会で原案を作成することとなった。

我が国においては、健康強調表示に関わる制度として、保健機能食品制度を施行しているところであることから、我が国の制度との整合性も考慮しつつ、各国の取組み状況や国際的な動向等に留意し対応したい。

議題 7. 栄養表示ガイドラインに則った表示を目的とした栄養参照量（NRV）の追加あるいは改訂原案（ステップ4）

全ての食品に適用する表示目的の NRV を設定することについて議論しているもの。前回会合において、NRV 策定の対象を一般集団に絞るのか、それとも乳幼児も含むのかについて議論され、まず一般集団に対する NRV のガイドラインを作成し NRV の見直しを検討する、次に、一般集団に対するガイドラインに基づいて乳幼児を対象とするガイドラインを作成し、NRV を設定することとされた。また、ビタミン、ミネラルに関する部分を優先して作業を行うことで合意された。今次会合では、韓国作成の原案に基づいて議論される。

栄養参照量（NRV）は、年齢や性別、食生活等、様々な要因により各国・各地域で異なるものであることから、消費者の誤解を招かぬよう慎重に適用することが望ましいとの立場で、我が国の食事摂取基準等も考慮しつつ、各国の発言に留意して対応したい。